

離婚後の子の氏の変更許可申立てについて

宮崎家庭裁判所

1 概要

子が、父又は母と氏を異にする場合には、その子は家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。なお、父母が婚姻中の場合には家庭裁判所の許可は必要ありません。

2 申立手続

(1) 申立人 子（子が15歳未満の場合にはその親権者が子を代理します。）

(2) 申立先 子の住所地の家庭裁判所

※ 複数の子が申し立てる場合は、そのうちの一人の子の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てることができます。

(子の住所地)	(申立先)
宮崎市，西都市，東諸県郡，児湯郡	宮崎家庭裁判所
日南市，串間市	宮崎家庭裁判所日南支部
都城市，小林市，えびの市，北諸県郡，西諸県郡	宮崎家庭裁判所都城支部
延岡市，門川町，美郷町（旧北郷村）	宮崎家庭裁判所延岡支部
日向市，美郷町（旧北郷村を除く），諸塚村，椎葉村	宮崎家庭裁判所日向出張所
西臼杵郡	宮崎家庭裁判所高千穂出張所

3 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・子一人につき800円
- ・連絡用の郵便切手・・・84円×1枚

4 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】，【申立書記載例】を参照
 - ・申立人（子）の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
 - ・父又は母の戸籍謄本（全部事項証明書）（入籍させようとする方のもの）1通
- ※ 父母の離婚の場合、父又は母の現在の戸籍に離婚の記載がないときは、現在の戸籍謄本のほかに離婚の記載のある戸籍謄本も必要になります。
- ※ 戸籍謄本は、3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

5 審判後の手続（入籍届）

子の氏の変更の申立てが許可されると、家庭裁判所から審判書の謄本が送付されますので、その謄本を持って市区町村役場で入籍届をしてください。